

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第二十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(二)の部職務の級三級及び特二級の職員ノ項及び教育職給料表(三)の部職務の級三級及び特二級の職員ノ項中「百分の十」の下に「（職務の級三級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては百分の十五）」を加える。

## 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。